

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

(景観法第8条第2項第4号口関係)

地区の景観形成上重要な役割を担う道路、公園、河川等の公共施設について、当該公共施設の管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけます。

景観重要公共施設の管理者は、施設別の整備方針に従って、景観に配慮した整備及び維持管理を行うこととします。

1. 景観重要公共施設の整備に関する基本的な事項

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設は、次のいずれかに該当する公共施設とします。

- ① 整備を行うことにより、本市の景観形成に多大な影響を与えられられるもの
- ② 整備が終了又はおおむね終了しており、保全や改修などに本市の景観形成上、特殊な配慮が必要なもの
- ③ 白山、加越山地、越前中央山地など、地域を象徴されるものへの眺望などを確保する必要がある道路

(2) 施設別の整備方針

景観重要公共施設に位置づける公共施設はP80の図7-1に示すとおりで、施設ごとの整備に関する方針は下表のとおりです。

表 7-1. 景観重要公共施設の整備方針

景観重要公共施設として位置付ける公共施設	景観重要公共施設の整備方針 (大規模な修繕を含む)	
	区域	
① 国道 416 号	・市荒川大橋から県道滝波長山線までの区間	・周辺の市町からのアクセス路として、美しく風格のある交通施設景観づくりを促進し、景観の阻害となる屋外広告物等の整理誘導により周辺の田園景観、山地景観との調和に配慮する。 ・白山及びかつやま恐竜の森(長尾山総合公園)への眺望に配慮する。 ・道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。
② 県道 滝波長山線	・全線	・道路付属物は、周辺の景観との調和、接続する道路との連続性に配慮する。
③ 国道 157 号	・長山交差点から下荒井トンネルまでの区間 ・長山交差点から暮見トンネルまでの区間	・周辺の市町からのアクセス路として、美しく風格のある交通施設景観づくりを促進し、景観の阻害となる屋外広告物等の整理誘導により周辺の田園景観、山地景観との調和に配慮する。 ・越前大仏、勝山城博物館、菩提林への眺望に配慮する。 ・道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。
④ 県道 勝山インター線	・全線	・周辺の市町からのアクセス路として、美しく風格のある交通施設景観づくりを促進し、景観の阻害となる屋外広告物等の整理誘導により周辺の田園景観、山地景観との調和に配慮する。 ・九頭竜川と山並みの眺望景観に配慮し、道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。

景観重要公共施設として位置付ける公共施設		景観重要公共施設の整備方針 (大規模な修繕を含む)
	区域	
⑤ 県道平泉寺線	・全線	・擁壁等は極力自然石の石積みとするなど、改修にあたっては、平泉寺の歴史的な景観に配慮する。 ・道路付属物の工夫などにより、平泉寺らしい落ち着いた雰囲気と調和するよう配慮する。
⑥ 県道平泉寺大渡線	・全線	
⑦ 県道勝山停車場線	・勝山駅～元禄線までの区間	・九頭竜川と山並みの眺望景観に配慮し、道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。
⑧ 市道5-21号線	・全線	・リゾート地にふさわしい自然と一体となった美しい沿道景観の形成に配慮する。 ・かつやま恐竜の森(長尾山総合公園)への眺望に配慮する。 ・道路付属物は、周辺の景観と調和するよう配慮する。
⑨ 元禄線	・全線	・都市の魅力や活力が感じられる風格のあるシンボルロードとする。 ・山あての景観を保全する。
⑩ 旧勝山城下 周辺地区	・本丸線 全線 ・元町線 全線 ・本町通り 全線 ・後町通り 全線 ・河原通り 全線 ・おたね坂他、高質化舗装を行った区間 ・大清水広場緑地 全体 ・ゆめおーれ広場 全体 ・えちぜん鉄道勝山駅前広場 全体 ・弁天緑地公園 全体 ・中央公園 全体	・旧城下町の歴史的なまち並みとの調和に配慮し、多くの人が快適に散策できる施設とする。 ・施設に付属する施設は、旧城下町の落ち着いた雰囲気と調和するよう配慮する。
⑪ 平泉寺区域内の 道路・水路	・区域内の市道・水路	・平泉寺区内の歴史的な景観との調和に配慮する。 ・擁壁等は極力自然石の石積みとするなど、改修にあたっては、平泉寺の歴史的な景観に配慮する。 ・道路付属物の工夫などにより、平泉寺らしい落ち着いた雰囲気と調和するよう配慮する。
⑫ かつやま 恐竜の森 (長尾山総合公園)	・全体	・公園施設は自然環境の保全と自然景観に配慮したものとし、かつやま恐竜の森(長尾山総合公園)としての魅力の向上を図る。
⑬ 九頭竜川 及び その他の 一級河川	・全川	・ホタルや魚類等の生息環境に配慮した護岸整備や親水性の向上に努め、親水空間と緑のネットワークづくりを図る。 ・河川改修にあたっては、豊かな緑や多様な生態系の保全などに配慮する。 ・河川敷内の植生等は適切に管理し、景観の保全を図る。



写真 7-1. 国道 416 号から見る白山方面



写真 7-2. 市道 5-21 号線から見るホワイトザウルスと
福井県立恐竜博物館



写真 7-3. 平泉寺区内の道路・



写真 7-4. 九頭竜川

2. 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定された公共施設において、公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、電力機器、その他占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合するデザインとします。

具体的には、当該公共施設の管理者や景観審議会等の意見を聴きながら、地域の景観特性に応じた許可基準を個別に定めるものとします。

